

P 2 損害賠償の額の決定について

誤	正
1 事故の概要 令和 5 年 1 月 2 9 日、京丹後市久美浜町島地内において、本市の除雪業務を受託している事業者が、除雪車を使用し、<u>農道</u>の除雪作業を行っている際、方向転換のため後退したところ水門ゲートに接触し、相手方水門ゲートを破損させる損害を与えたもの。	1 事故の概要 令和 5 年 1 月 2 9 日、京丹後市久美浜町島地内において、本市の除雪業務を受託している事業者が、除雪車を使用し、<u>市道友重島 2 号線</u>の除雪作業を行っている際、方向転換のため後退したところ水門ゲートに接触し、相手方水門ゲートを破損させる損害を与えたもの。